

青森県地域防災計画原子力災害対策編修正の概要

前回修正（令和6年2月）以降の国の防災基本計画及び原子力災害対策指針の改正等を踏まえた修正を行うもの。

修正の主なもの

1 防災基本計画の修正（R6.6月）及び原子力災害対策指針（R6.9月）の改正を踏まえた修正

- 防災基本計画の修正（能登半島地震を踏まえた修正）に基づく修正
 - ・避難所運営等に係る所要の修正【新旧対照表P25、P32、P33、P41、P67及びP68】
- 原子力災害対策指針にて、全国規模での活動体制を有する原子力災害医療協力機関を国が指定する枠組みが新設されたことに伴う修正
 - ・立地道府県が、国の指定する同機関と調整し、受入等の体制の構築整備に係る業務を行うことに係る修正【新旧対照表P11、P37及びP77】

2 その他の修正

- 青森県における「障がい」表記の取扱いに関する要領の策定に伴う修正
 - ・公文書等における「障害」を「障がい」と表記することが原則とされたことに係る修正【新旧対照表P8、P23、P62及びP71】
- リサイクル燃料備蓄センターに係る緊急事態応急対策等拠点施設について、東通オフサイトセンターが指定されたこと等に係る修正
 - ・リサイクル燃料備蓄センターに係る隣接町村安全協定の締結に伴う隣接町村の追記等【新旧対照表P11及びP14】
 - ・警戒事態発生時等の連絡体制について、施設名等を修正し、連絡先を追加（東通原子力規制事務所を対策拠点施設（東通オフサイトセンター）へ修正し、隣接する町村を連絡先へ追記等）【新旧対照表P53及びP54】
- 青森県災害備蓄指針改正予定に基づく修正【新旧対照表P33】
- 国の原子力災害対策マニュアル改正に伴う対策拠点施設における各機能班の所掌事務の修正【新旧対照表P59】
- その他表記の修正及び条項ずれに伴う所要の修正【新旧対照表P11、P12、P16、P44、P45、P55、P60及びP62】